

内 規

1. 入会基準に関する内規

第1. 経営に関する研究と教育の促進を主たる目的とする団体であって、経営分野における学術研究団体として継続して活動しているものであること。日本学術会議協力学術研究団体に認定された学術団体はこの条件を満たすものとみなされる。

第2. 本協議会の会費を2会計年度内に納めうること。

2. 入会手続きに関する内規

第1. 申込書（別表に定める様式）に所定の事項を記入の上、理事長宛に申し込むこと。

第2. 学会の会則あるいは定款、役員一覧、学会経歴、過去2年間の学会誌、全国大会プログラム等の当該学会の活動を示す資料を提出すること。

ただし、日本学術会議協力学術団体に認定されている学会は提出不要とする。

第3. 入会申し込みがあったときは、理事長は理事会にその審査を依頼し、その結果を評議員会において決議すること。

第4. 本協議会の会費を当該年度内に納めうること。

第5. 理事長は評議員会の決定を速やかに申し込み団体に通知すること。

3. 会費に関する内規

第1. 構成学会が納入すべき会費は、年3万円とする。

第2. 会費は評議員会の決議により変更することが出来る。

4. 理事・監事・評議員の地位に関する内規

第1. 理事、監事は母体学会での役員任期にかかわらず、本協議会理事会の任期中はその地位を継続するものとする。また、何らかの事情により任期中に理事が「辞退」を申し出たときは、残任期間中その後任を設けず空席とする。

第2. 評議員は構成学会事務局からの連絡を受けて随時交代できるものとする。

5. 事務所および事務執行に関する細則

第1. 本会の事務所は理事会が定める所におく。

第2. 事務執行に必要な理事長補佐・副理事長補佐（若干名）は理事会の推薦により理事長が任命することができる。

第3. 事務処理については理事長が管理する。

6. 役員選挙方法に関する内規

第1. 評議員会において、評議員の中から、5名連記の投票を行う。そのうちから、高得点者順に経営6名、商学3名、会計3名、情報3名、計15名を理事（理事長、副理事長を含む）として選出する。

各学会の分野所属は学会の自己申告とする。

第2. 会計監事については、上記15名の理事以外の評議員の中から、2名連記の投票に

より、高得点者2名を選出する。

第3．副理事長は理事の互選により、経営2名、商学1名、会計1名、情報1名、計5名を選出する。

第4．役員選挙に関する業務は前理事会が担当する。

7．賛助会員に関する内規

第1．本会の目的に賛同し、事業を支援する個人、法人、又は団体は、賛助会員申込書（別表に定める様式）に所定の事項を記入の上、理事長宛に申し込むこと。

第2．入会申込みがあったときは、理事長は理事会の議を経て承認する。

第3．賛助会員についての事項は、理事長は直近の評議委員会にて報告しなければならない。

第4．賛助会員の会費については一口50,000円とする。

第5．賛助会員は代表者を評議委員会にオブザーバーとして出席させ、経営関連学会協議会の運営について意見を述べることができる。

8．内規の変更は理事会において出席者の過半数の議決によって行う

（改正）2009年3月21日改正

2012年3月20日改正

2015年3月8日改正

2015年6月7日改正

2019年6月15日改正